

令和4年度（2022年）

農地転用関係者の皆様へ

東近江市春日町2番7号  
愛知川沿岸土地改良区

## 農地転用に伴う地区除外および権利義務の決済について

農業委員会へ提出される市街化区域内の転用届出につきまして、当該土地が愛知川沿岸土地改良区の地区内である場合は、土地改良法第42条に基づく権利義務の決済が必要ですので、下記の書類に必要事項を記入のうえ、愛知川沿岸土地改良区財務課へご提出いただきますようお願い致します。

### 記

#### 【必要書類】

- ◎農地転用等の通知書 別紙様式第1号 ----- 2部
- ◎地区除外申請書 別紙様式第2号 ----- 2部
- ◎位置図（s=1/2500程度） ----- 1部
- ◎法務局備付の公図（コピー可） ----- 1部
- ◎土地登記全部事項証明書（コピー可） ----- 1部
- ◎求積図（一部転用の場合のみ） ----- 1部

【転用決済金】 令和4年度決済単価 1.0㎡当り 146円

農地転用決済金 = 農地転用面積（㎡） × 決済単価（146円）

【手数料】 1件につき 1,750円

【未納入賦課金】 賦課金の未納金

【お問い合わせ】 TEL0748-22-1296 愛知川沿岸土地改良区財務課まで